

2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則
(平成24年3月29日付け国土籍第569号国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課長通知)
最終改正：令和6年64月2824日国不籍第28595号

1 総則

(1) 目的

この細則は、地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づく工程管理及び検査の実施に際して、その基準を統一し、必要な精度又は正確さを確保することを目的とする。

(2) 適用範囲

この細則は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく委託により行う地籍調査（航測法による地籍測量を行う地籍調査及び法第21条の2の規定に基づく街区境界調査を除く。）に適用する。

(3) 工程管理及び検査の要目及び実施時期

工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程別表1で定める工程分類（以下「工程分類」という。）について行い、検査は、A工程及びB工程を除いた工程分類で行うものとする。

委託者及び受託法人が行う工程管理及び検査は、別表1に定める要目に従って、原則として工程管理にあっては各工程小分類の作業の終了後、検査にあっては工程分類の各作業の終了後において、速やかに実施するものとする。やむを得ない事由により、工程管理又は検査の終了を待たずに後続作業を行う場合は、あらかじめ、工程管理者又は受託検査者若しくは委託者の検査者の承認を得なければならない。

認証者が行う検査は、連続する工程分類をまとめて実施することができる。ただし、FⅡ-1工程又はFⅡ-2工程で作成した筆界点成果簿より抽出して行う辺長検査は、原則として閲覧前に実施するものとする。

(4) 工程管理又は検査の記録

工程管理又は検査を実施する場合は、その記録を作成するものとする（A工程及びB工程を除く。）。

(5) 自己点検等の徹底

地籍調査の成果が所定の精度を保ち、かつ、記録の記載、表示の誤り等を防止するため、作業者は自己点検を行うものとする。自己点検は、工程小分類等の作業を終えた段階で、複数の作業者が速やかにその記録及び成果の全数点検により行うものとし、実作業を行った作業者は黒色による照合のしるし、主任技術者等は赤色による照合のしるしを付すものとする。

受託法人が地籍調査の作業を再委託した場合にあっては、再委託先における実作業を行った作業者の自己点検（点検後、黒色による照合のしるしを付す。）から受託法人の工程管理者による点検までの間に、再委託先の主任技術者等が自社点検（点検後、赤色による照合のしるしを付す。）を行うものとする。

2 工程管理

(1) 工程管理者の選定

委託者及び受託法人は、地籍調査の実施にあたり、あらかじめ、工程管理者を

選定するものとする。

(2) 工程管理の実施

工程管理者は、必要に応じて、作業体制や作業方式等の変更を作業者に指示できるものとする。

受託法人における工程管理は、観測手簿や精度管理表等の成果品の数値の点検や個々の記載内容の照合、確認により行うものとする。点検等を行った箇所には、電磁的記録を除き、緑色による照合のしるしを付すものとする。

委託者における工程管理は、受託法人による点検結果を確認し、必要に応じて適時適切に改善の指示を行うものとする。

3 検査

(1) 検査者及び受託検査者の選定

地籍調査の実施にあたり、あらかじめ、委託者及び認証者は検査者を、受託法人は受託検査者を、それぞれ選定するものとする。

(2) 検査の実施

検査者及び受託検査者は、検査を終えたときは、「検査成績表様式」(別表2)により検査成績表を作成するものとする。また、精度管理表等の成果品の数値の検査を行ったときは、電磁的記録を除き、照合のしるしを付すものとする。

電子納品された成果品は、地籍調査電子納品要領(平成17年4月6日付け国土国第12号国土交通省土地・水資源局長通知)に基づき検査を行うものとする。なお、電子媒体に格納された成果の配置・格納については、地籍調査成果電子納品チェッカー等により検査することができるものとする。

4 点検・検査の抽出方法

別表1の工程管理及び検査の要目に規定する割合により、図簿等を抽出して点検又は検査する際、当該割合により求める抽出数が小数点以下となる場合は、小数点以下の数を切り上げて算出するものとする。

ただし、E工程及びH工程においては、当該割合により求める値が10未満となった場合には抽出数を10以上にするものとし、全数が10未満の場合は、抽出は行わない(全数を対象とする)ものとする。

抽出は、可能な限り同一地域に集中しないように平均的に行うものとする。

5 再点検・再検査・再調査・再測量

前項の規定により抽出して点検又は検査を行った結果、誤りが見つかったものの割合が点検数又は検査数の10パーセント以上となった場合には、受託法人において直ちに再調査又は再測量を行うものとし、当該割合が10パーセント未満となった場合には、誤りを修正した上で、同一の抽出率で再点検又は再検査を行うものとする。再点検又は再検査の結果、誤りが見つかった場合には、委託者は、直ちに再調査又は再測量を行わせるものとする。なお、再点検又は再検査の対象を抽出する場合は、原則として当初の点検又は検査において抽出したものを除くものとする。

6 第三者機関による地籍調査成果品の検定

受託法人は、作成した成果品につき、技術的能力を有し、かつ組織としての体制が確立された機関として国土地理院に登録されている検定機関のうち、以下の基準を満たす機関(以下「第三者機関」という。)による検定を受けなければならない。

(1) 測量成果の検定機関として、公平性を確保できる機関(検定を受ける者との間

に次に掲げるいずれかに該当する関係がない機関をいう。) であること。

ア 資本関係 (親会社と子会社の関係又は親会社と同じくする子会社同士の関係)

イ 人的関係 (一方の会社の職員が他方の会社の職員を現に兼ねている関係)

ウ 複数の法人により構成される機関とその機関を構成する法人の関係

エ ア、イ又はウと同視しうると認められる関係

オ その他利害の影響を受けることがあると認められる関係

(2) 地籍調査作業規程準則 (昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。) 等を満たす測量成果検定要領を備えていること。

検定にあたっては、次のアからウまでに示す要目の受検を必須とし、これに加えてA工程及びB工程を除く工程については、後記7に規定する工程管理に係る要目も対象とすることとするものとする。

工程管理者は、受検した要目に係る工程管理を省略することができる。

検査者及び受託検査者は、第三者機関の発行する検定証明書及び検定記録書の記載内容の確認を行うものとし、受託検査者及び委託検査者にあっては、受検した下記の要目に係る検査を省略することができるものとする。ただし、これらの場合にあっても、測量作業全体の精度の把握を行うため、精度管理表の確認を行うことが望ましい。

ア C工程及びD工程

(ア) 観測及び測定 (C4及びD4)

1パーセント以上の観測簿の点検

(イ) 計算 (C5及びD5)

1パーセント以上の計算簿の点検

精度管理表の全数点検

(ウ) 取りまとめ (C7及びD7)

網図の全数点検

5パーセント以上の成果簿の点検

(エ) 受託法人検査 (C8及びD8)

精度管理表の全数検査

(オ) 委託者検査 (C9及びD9)

精度管理表の全数検査

イ F I 工程

(ア) 観測及び測定 (F I 3)

1パーセント以上の観測簿の点検

放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検

(イ) 計算 (F I 4)

1パーセント以上の計算簿の点検

精度管理表の全数点検

(ウ) 取りまとめ (F I 6)

配置図の点検

5パーセント以上の成果簿の点検

(エ) 受託法人検査 (F I 7)

精度管理表の全数検査

(オ) 委託者検査 (F I 8)

精度管理表の全数検査

ウ F II - 1 工程

- (ア) 観測及び測定（F II－1 2）
 - 1 パーセント以上の観測簿点検
 - 放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検
 - 単点観測法におけるセット間較差の点検及び座標計算の全数点検
 - 単点観測法における整合性の確認のための比較計算の全数点検
- (イ) 計算及び筆界点の点検（F II－1 3）
 - 精度管理表の全数点検
 - 単点観測法における整合処理の適切性の点検
- (ウ) 受託法人検査（F II－1 4）
 - 精度管理表の全数検査
- (エ) 委託者検査（F II－1 5）
 - 精度管理表の全数検査

7 工程管理及び検査の実施要領

(1) A 工程

全体計画の作成（A 1）及び関係機関との調整（A 2）においては、管轄登記所及び公物管理者との十分な事前協議並びに法第19条第5項指定対象事業との調整に特に留意するものとする。

なお、A工程における工程管理は委託者が行い、当該工程における作業を委託する場合は、補助作業のみとする。

(2) B 工程

実施組織の確立（B 1）においては、「地籍調査室」等を設置して、適応の専任職員を確保するとともに、研修の機会を設ける等して専任職員の養成に努めるものとする。

趣旨の普及（B 5）においては、準則第2条の規定に照らして、地元説明会、市町村広報、パンフレットの配布等を十分に行うことにより、あらかじめ地籍調査の意義、作業の内容等を一般に周知させ、その実施について土地の所有者その他の者の協力が十分に得られるよう努めるものとする。

なお、B工程における工程管理は委託者が行い、当該工程における作業を委託する場合は、補助作業のみとする。

(3) C 工程及びD 工程

次の①から⑩までの工程のうち、①から⑧については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑨については委託者、⑩については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備（C 1 及びD 1）

所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施することができるよう、受託法人の工程管理者が中心となって工程計画を練り上げ、それを分かりやすい工程管理表に取りまとるとともに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保、関係機関との事前調整等に努めるものとする。

受託法人は、業務計画書等を委託者に提出し、作業体制、業務計画表、測量機器等について、工程管理表、地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。）別表第4その他契約関係図書等に照らして、適切であるかどうか点検を受けるものとする。

②選点（C 2 及びD 2）

地籍図根三角点選点図又は地籍図根多角点選点図（以下「選点図」という。）は、地籍図根三角点選点手簿、現地の状況が分かる写真等を資料として、新点及び多角路線の配置が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。特に、新点の設置位置については、標識の永久的な保全及び管理が可能な場所であるかどうかを点検し、不適当なものについては再作業を行わせるものとする。地籍図根三角点平均図又は地籍図根多角点平均図（以下「平均図」という。）は、選点図、選点手簿等を資料として、網の構成が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検し、場合によっては再作成を行わせるものとする。また、網構成の適切性の検討に当たっては、国土地理院の意見を求めることができるものとする。

なお、選点図及び平均図は、標識の設置前に確認することとする。

平均図の点検終了後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾するものとする。

③標識の設置（C 3 及びD 3）

新点1点以上について、新点の標識の設置が適切に実施されているかどうかを現地において立ち会った上で点検するものとするが、設置する標識の規格の確認を兼ねて設置作業当初において立会いを実施することが望ましい。また、設置状況を記録した写真については、標識の構造、写り具合等について全数点検するものとする。

④観測及び測定（C 4 及びD 4）

観測手簿及び観測記簿（以下「観測簿」という。）の頁数の1パーセント以上を抽出して、その観測及び測定に使用した測量機器が運用基準別表第4、業務計画書等に照らして適正であるかどうか、観測簿の記載内容に誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は測定値の訂正、照合のしるし漏れ等がないか、観測及び測定結果が運用基準別表に規定する制限内であるかどうかを点検するものとする。

⑤計算（C 5 及びD 5）

計算簿の頁数の1パーセント以上を抽出して、その計算結果について運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するとともに、精度管理表の全数について、誤記、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

なお、計算簿の計算結果の点検は、実地確認における点検と併せて実施することができるものとする。

電子基準点のみを与点とした場合は、C 5 及びD 5においてセミ・ダイナミック補正が適正に行われているかを点検するものとする。

⑥点検測量（C 6 及びD 6）

実地確認は、点検測量実施点数（辺数）のうちの30パーセント以上の点数（辺数）について点検測量に立ち会うとともに、点検測量に関する観測簿及び計算簿の1パーセント以上についてC 4等に準じて点検し、点検測量に関する精度管理表の全数についてC 5等に準じて点検するものとする。

点検測量の立会いを実施する点については、受託法人の工程管理者による無作為抽出によるものとする。

点検測量の立会いは、点検測量がおおむね70パーセント終了した後に行うことを標準とするものとする。ただし、現地の作業進捗状況等を勘案し、受託法人の工程管理者の判断により、点検測量の進捗状況に関わらず立会いを行うことができるものとする。この場合、立会いの実施後に行われる点検測量に関する観測

簿、計算簿及び精度管理表の全数点検を実施したことをもって実地確認が完了したものとする。

⑦取りまとめ（C 7 及びD 7）

網図の全数について、多角網の路線を示す辺及びその次数を示す辺の色並びに与点、新点及び既設の図根点等の記号、名称及びそれらの表示位置について、平均図と対照しながら、その記載内容が適正であるかどうかを点検するものとする。また、成果簿の総頁数の5パーセント以上を抽出して、網図及び計算簿と対照しながら、誤記、脱落、照合のしるし漏れ等がないかどうかを点検するとともに、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

⑧受託法人検査（C 8 及びD 8）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するとともに、精度管理表（点検測量に関するもの）の全数について、誤記、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。また、成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。さらに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑨委託者検査（C 9 及びD 9）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するとともに、精度管理表（点検測量に関するもの）の全数について、誤記、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。また、成果品（網図、成果簿等）の出来映えが運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑩認証者検査（C 10 及びD 10）

第三者機関による当該成果品の検定で発行される検定証明書及び検定記録書について、その記載内容を確認するとともに、精度管理表（点検測量に関するものを含む。）の全数について、誤記、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適正かどうかを検査するものとする。なお、当該測量について、測量法（昭和24年法律第188号）第41条の規定により国土地理院から委託者に通知された公共測量の測量成果の審査の結果（審査書）の提供を受けた場合は、精度管理表の全数検査を当該審査書の確認に代えることができる。また、成果品（網図、成果簿等）の出来映えが運用基準別表等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。さらに、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

(4) E 工程

次の①から⑩までの工程のうち、①から⑧までについては受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑨については委託者、⑩については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備（E 1）

測量機器についての点検を除き、C 1等と同じ。

②作業進行予定表の作成（E 2）

C 工程等の作業の準備において示した「工程管理表」を「作業進行予定表」として作成するものとする。

なお、この予定表の作成に当たっては、地籍調査推進委員会等の助言を参考にして、作業計画の適切性の確保に努めるものとする。

③単位区域界の調査（E 3）、市町村の境界の調査（E 6）

作業者による現地踏査の結果を勘案しながら、登記所地図等と地形図とを対照することにより、単位区域界又は市町村の境界が適正に確認されているかどうかを点検するとともに、不明確な箇所がある場合には、現地踏査、現地精通者の助言等によりその適正な確認に努めるものとする。

④調査図素図等の作成（E 4）

調査前筆数の5パーセント以上を抽出して、準則第16条及び第18条、運用基準第8条及び第10条等に照らして適正かどうか、あわせて、登記所地図、登記簿等と照合し、調査図素図等における当該筆の所有者、地番、地目、地積、境界の位置等の記載及び表示に誤りがないかどうかを点検するものとする。また、調査図一覧図の記載が、準則第17条、運用基準第9条等に照らして適正かどうかを点検するものとする。

⑤現地調査等の通知（E 5）

現地調査等の通知文書の発送前に、現地調査等の時期、通知の発出先及び内容の適切性を点検するものとする。

また、所在不明所有者等の調査及び処理の適切性を点検するものとする。

⑥現地調査等（E 7）

現地調査等における準則第30条第3項（無反応所有者等による同条第1項の確認を得ることが困難な場合）、同条第4項（土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者がある場合）、同条第5・4項（土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合）、第31条（地番が明らかでない場合等）、第34条（新たに土地の表題登記をすべき土地を発見した場合）及び第35条（滅失した土地等がある場合）に基づく処理については、その全数について調査図、地籍調査票等と照合して、現地調査等の適切性を点検するものとする。

⑦取りまとめ（E 8）

調査前筆数の5パーセント以上を抽出（E 4の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合（地番対照表を作成している場合はこれを地籍調査票と照合）し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを点検するものとする。抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地において点検するものとする。

⑧受託法人検査（E 9）

調査前筆数の1パーセント以上を抽出（E 4及びE 8の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名若しくは記名押印又はこれらに代わる筆界の確認事実の記録の有無について、その全数を検査するものとする。さらに、工程管理の記録について全数

検査を行うものとする。

⑨委託者検査（E 1 0）

調査前筆数の0.5パーセント以上を抽出（E 4、E 8及びE 9の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。なお、認証者がE 1 1で行う地目変更がされている筆の検査について、委託者と認証者で協議し、委託者が代行することができる（E 9及びE 1 0の上記検査において抽出した筆以外の筆を優先する。）。また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名若しくは記名押印又はこれらに代わる筆界の確認事実の記録の有無について、その全数を検査するものとする。さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑩認証者検査（E 1 1）

調査前筆数の1パーセント以上を抽出して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査等による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。なお、地目変更がされている筆の検査について、委託者と認証者で協議し、委託者が代行した検査記録の確認に代えることができる。また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名若しくは記名押印又はこれらに代わる筆界の確認事実の記録の有無については、その全数を検査するものとする。さらに、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

(5) F I 工程

次の①から⑨までの工程のうち、①から⑦については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑧については委託者、⑨については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備（F I 1）

C 1等と同じ。

②選点及び標識の設置（F I 2）

細部図根点の選点位置及び密度が運用基準別表等に照らして適切かどうかを点検するものとする。多角測量法による場合は、C 2等に準じて平均図を点検するものとする。T S法により放射法を実施する場合は、特に準則第64条及び運用基準第35条に照らして適切かどうかを点検するものとする。新点数の5パーセント以上を抽出して、細部図根点の標識が適切に設置されているか現地点検を行うものとする。

なお、平均図の承諾後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾するものとする。

③観測及び測定（F I 3）

C 4等と同じ。

T S法により放射法を実施した場合は、観測手簿・距離測定簿の全数について、準則第64条及び運用基準第35条に照らして適正に実施されているかどうかを

点検するものとする。

④計算（F I 4）

C 5等と同じ。

⑤点検測量（F I 5）

C 6等と同じ。ただし、放射点の点検測量を最初の観測に続けて実施する場合は、F I 3工程で実施するものとする。なお、この場合の点検測量の数量については、多角測量法とまとめてF I 5で数えるものとする。

⑥取りまとめ（F I 6）

C 7等に準じて、細部図根点網図及び細部図根点成果簿の点検を行うものとする。

⑦受託法人検査（F I 7）

C 8等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認、精度管理表（点検測量に関するもの）の全数検査及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。なお、F II-1工程と併行して実施する場合は、F II-14で検査を行うことができるものとする。

⑧委託者検査（F I 8）

C 9等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認、精度管理表（点検測量に関するもの）の全数検査及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。なお、F II-1工程と併行して実施する場合は、F II-15で検査を行うことができるものとする。

⑨認証者検査（F I 9）

C 10等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認、精度管理表（点検測量に関するものを含む。）の全数検査及び成果品の出来映え検査を行う。なお、当該測量について、測量法（昭和24年法律第188号）第41条の規定により国土地理院から委託者に通知された公共測量の測量成果の審査の結果（審査書）の提供を受けた場合は、精度管理表の全数検査を当該審査書の確認に代えることができる。また、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

(6) F II-1工程

次の①から⑥までの工程のうち、①から④については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑤については委託者、⑥については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備（F II-1 1）

C 1等と同じ。

②観測及び測定（F II-1 2）

C 4等と同じ。

T S法により放射法を実施した場合は、観測手簿・距離測定簿の全数について、準則第70条の2及び運用基準第38条に照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。ネットワーク型R T K法により単点観測法を実施した場合は、C 4等に準じて、観測簿を点検するとともに、セット間較差の点検及び座標計算、整合性の確認のための比較計算を全数点検するものとする。

③計算及び筆界点の点検（F II-1 3）

C 5等に準じて、精度管理表の全数を点検するとともに、準則第72条及び運

用基準第42条に規定する筆界点の位置の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを点検するものとする。調査後筆数の2パーセント以上を抽出し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に関する辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「令」という。）別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長点検を行うことができるものとする。ネットワーク型RTK法により単点観測法を実施し、水平位置の整合処理がなされた場合は、その処理の方法について、準則第70条の5及び運用基準第41条に照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

④受託法人検査（F II-14）

C8等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等を確認し、精度管理表の全数を検査するとともに、成果品の出来映え検査を行う。また、準則第72条及び運用基準第42条に規定する筆界点の位置の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。また、筆界点成果簿より調査後筆数の2パーセント以上について抽出（F II-13の点検において抽出した筆は除く。）し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に関する辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。さらに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑤委託者検査（F II-15）

C9等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等を確認し、精度管理表の全数を検査するとともに、成果品の出来映え検査を行う。また、準則第72条及び運用基準第42条に規定する筆界点の位置の点検（作業者によるもの）が適正に実施されているかどうかを検査するものとする。また、筆界点成果簿より調査後筆数の1パーセント以上について抽出（F II-13の点検及びF II-14の検査において抽出した筆は除く。）し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に関する辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。なお、認証者がF II-16で行う辺長検査について、委託者と認証者で協議し、委託者が代行することができる（F II-13の点検並びにF II-14の検査及びF II-15の上記検査において抽出した筆を除く。）。さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑥認証者検査（F II-16）

C10等に準じて、第三者機関による検定で発行される検定証明書等の確認及び精度管理表の全数検査を行うとともに、成果品の出来映え検査を行う。なお、当該測量について、測量法（昭和24年法律第188号）第41条の規定により国土地理院から委託者に通知された公共測量の測量成果の審査の結果（審査書）の提供を受けた場合は、精度管理表の全数検査を当該審査書の確認に代えることができる。準則第72条及び運用基準第42条に規定する筆界点の位置の点検（作

業者によるもの)が適正に実施されているかどうかを検査するものとする。また、調査後筆数の1パーセント以上を抽出(F II-13の点検並びにF II-14及びF II-15の検査において抽出した筆は除く。)し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に関する辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差(α の項は除く)の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。なお、辺長検査は、委託者と認証者で協議し、委託者が代行した検査記録の確認に代えることができる。さらに、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

(7) F II-2 工程

次の①から⑥までの工程のうち、①から④については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑤については委託者、⑥については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備 (F II-2 1)

C 1等と同じ。

②地籍図原図の仮作図 (F II-2 2)

調査後筆数の1パーセント以上を抽出し、結線と地番等について調査図、地籍調査票等と照合を行い、図形に誤りがないかを点検するものとする。また、同時に細部図根点等が正しく表示されているかを点検するものとする。

③地籍図原図の作成 (F II-2 3)

地籍図原図の出来映えが、国土調査法施行規則(平成22年国土交通省令第50号)、地籍図作成要領(令和3年3月2日付け国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。また、調査後筆数の1パーセント以上を抽出(F II-2 2の点検において抽出した筆は除く。)し、当該筆に係る地籍図原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

④受託法人検査 (F II-2 4)

成果品(地籍図原図、地籍図一覧図等)の出来映えが、国土調査法施行規則、地籍図作成要領等に照らして適正かどうかを全数検査するものとする。また、筆界点成果簿をF II-2工程で作成した場合は、調査後筆数の2パーセント以上について抽出(F II-13の点検において抽出した筆は除く。)し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に関する辺の全てについて座標計算による距離とTS等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差(α の項は除く)の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。さらに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑤委託者検査 (F II-2 5)

成果品(地籍図原図、地籍図一覧図等)の出来映えが、国土調査法施行規則、地籍図作成要領等に照らして適正かどうかを全数検査するものとする。また、筆界点成果簿をF II-2工程で作成した場合は、調査後筆数の1パーセント以上について抽出(F II-13の点検及びF II-2 4の検査において抽出した筆は除く。)し、当該筆において筆界点1点を抽出後、この筆界点に関する辺の全て

について座標計算による距離と TS 等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差 (α の項は除く) の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。なお、認証者が F II - 2 6 で行う辺長検査について、委託者と認証者で協議し、委託者が代行することができる (F II - 1 3 の点検並びに F II - 2 4 の検査及び F II - 2 5 の上記検査において抽出した筆を除く。)。さらに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑥認証者検査 (F II - 2 6)

成果品 (地籍図原図、地籍図一覧図等) の出来映えが、国土調査法施行規則、地籍図作成要領等に照らして適正かどうかを全数検査するものとする。また、筆界点成果簿を F II - 2 工程で作成した場合は、調査後筆数の 1 パーセント以上を抽出 (F II - 1 3 の点検並びに F II - 2 4 及び F II - 2 5 の検査において抽出した筆は除く。) し、当該筆において筆界点 1 点を抽出後、この筆界点に関する辺の全てについて座標計算による距離と TS 等による実測距離との較差が令別表第四に規定する公差 (α の項は除く) の範囲内にあるかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、隣接地域から筆界点を選定して辺長検査を行うことができるものとする。なお、辺長検査は、委託者と認証者で協議し、委託者が代行した検査記録の確認に代えることができる。さらに、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

(8) G 工程

次の①から⑥までの工程のうち、①から④については受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑤については委託者、⑥については認証者がそれぞれ検査を行うものとする。

①作業の準備 (G 1)

C 1 等と同じ。

②地積測定、計算及び点検 (G 2)

地積測定の精度管理表の全数について、誤記、誤読、誤算、脱落、照合のしるし漏れ等がないかどうか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適切かどうかを点検するものとする。また、調査後筆数の 0. 2 パーセント以上を抽出し、当該筆に係るすべての筆界点で構成する多角形の地積測定計算簿の地積と現地距離法又は現地座標法による地積との較差が令別表第四に規定する公差の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。ただし、視通条件等により当該筆の地積測定が困難な場合には、隣接地域の筆を選定して現地点検を行うものとする。

なお、抽出した筆界点数が 5 以上ある場合は、点検点数を 5 以上 (主要筆界分岐点を含めるものとする。) とすることができるものとする。

③取りまとめ (G 3)

調査後筆数の 5 パーセント以上を抽出し、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、地籍図原図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

④受託法人検査 (G 4)

調査後筆数の 0. 3 パーセント以上を抽出 (G 2 の点検において抽出した筆は除く。) し、当該筆に係るすべての筆界点で構成する多角形の地積測定計算簿の

地積と現地距離法又は現地座標法による地積との較差が令別表第四に規定する公差の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。ただし、視通条件等により当該筆の地積測定が困難な場合には、隣接地域の筆を選定して現地検査を行うことができるものとする。

なお、抽出した筆界点数が5以上ある場合は、検査点数を5以上（主要筆界分岐点を含めるものとする。）とすることができるものとする。

また、調査後筆数の1パーセント以上を抽出（G3の点検において抽出した筆は除く。）し、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。さらに、C8等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑤委託者検査（G5）

調査後筆数の0.5パーセント以上を抽出（G3の点検及びG4の検査において抽出した筆は除く。）した上、当該筆に係る地積測定成果簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。また、C9等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑥認証者検査（G6）

C10等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録並びに受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について、全数検査を行うものとする。

（9）H工程

次の①から⑫までの工程のうち、①から④、⑧及び⑨については、受託法人が工程管理及び検査を実施し、委託者は受託法人による作業の進捗状況や各工程小分類の点検結果を適宜確認するものとする。⑤から⑦、⑩及び⑪については委託者が工程管理及び検査を行い、⑫については認証者が検査を行うものとする。

①地籍調査票の整理（H1）

調査前筆数の5パーセント以上を抽出し、当該筆に係る地籍調査票の記載に誤り及び遺漏がないかどうかを、調査図、地籍図原図、地積測定成果簿等と照合して点検するものとする。

②地籍図原図の整理（H2）

調査後筆数の1パーセント以上を抽出し、当該筆に係る地籍図原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

③地籍簿案の作成（H3）

調査前筆数の5パーセント以上を抽出し、当該筆に係る地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、地籍図原図、地籍調査票等と照合して点検するものとする。

④受託法人検査（閲覧前）（H4）

調査前筆数の1パーセント以上を抽出（H1からH3までの点検において抽出した筆は除く。）し、当該筆に係る地籍図原図及び地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。また、FII-24に準じて、成果品の出来映え検査を行うものとする。

⑤委託者検査（閲覧前）（H5）

調査前筆数の0.5パーセント以上を抽出（H1からH3までの点検及びH4の検査において抽出した筆は除く。）し、当該筆に係る地籍図原図及び地籍簿案の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。また、FII-25に準じて、成果品の出来映え検査を行うものとする。

⑥閲覧（H 6）

閲覧の実施に当たっては、調査成果の確認が得られるよう所要の措置をするものとする。

⑦誤り等申出（H 7）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全数についてその処理が適正かどうかを点検するものとする。

⑧数値情報化（H 8）

数値情報化を実施する場合における工程管理及び検査は、地籍調査成果の数値情報化実施要領（平成14年3月14日付け国土国第594号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）によるものとする。

⑨受託法人検査（閲覧後）（H 9）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件についてその処理が適正かどうかを検査するものとする。ただし、当該申出件数が100件を超える場合には、100件以上の抽出検査とすることができるものとする。また、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

⑩認証申請関係書類の整理（H 10）

「地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領について」（令和3年3月31日付け国不籍第580号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知。以下「書類作成要領」という。）の規定による不存在地等調書、不協力地調書、所在不明所有者等調書及び協議実施結果報告書については、当該調書に係る処理の経過を確認するとともに、処理等が適正かどうかを点検するものとする。

なお、閲覧終了後速やかに認証の申請を行えるよう、手続の迅速化に努めるものとする。

⑪委託者検査（閲覧後）（H 11）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件について、その処理が適正かどうかを検査するものとする。ただし、当該申出件数が100件を超える場合には、100件以上の抽出検査とすることができるものとする。また、認証申請書類が、国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日付け経企士第28号経済企画庁総合開発局長通達）、書類作成要領等に照らして適正かどうかを検査するとともに、工程管理の記録及び受託法人検査の記録について全数検査を行うものとする。

⑫認証者検査（H 12）

法第17条第2項の規定による申出があった場合には、当該申出に係る全件についてその処理が適正かどうかを検査するものとする。ただし、当該申出件数が50件を超える場合には、50件以上の抽出検査とすることができるものとする。また、認証に係る調査前筆数の1パーセント以上を抽出した上、当該筆に係る地籍図及び地籍簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。さらに、FII-26に準じて、成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録について全数検査を行うものとする。

なお、この検査は、認証に係る内部決裁と一体的に行うことができるものとする。

(別表1)工程管理及び検査の要目一覧表

(工程管理及び検査の要目欄における「管理（委）」は委託者の工程管理者が行う工程管理、「管理（受）」は受託法人の工程管理者が行う工程管
「検査（委）」は委託者が行う検査、「検査（受）」は受託法人が行う検査、「検査（認）」は認証者が行う検査を示す。
また、受託法人の工程管理者が工程管理を行う工程にあっては、委託者の工程管理者が作業の進捗状況や点検結果について確認し、必要に応じ
適時適切に改善の指示を行うものとする。)

A 工程（地籍調査事業計画・事務手続）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
A 1	全体計画の作成		管理（委）	実施組織との整合性	
A 2	関係機関との調整		管理（委）	協力体制の確立	
A 3	事業計画の策定・公表	法 6 条の 3	管理（委）	計画書の照合と公表の確認	任意方式の場合は不要
A 4	実施に関する計画の作成	法 6 条の 4、 準則 9 ~ 12 条	管理（委）	会計年度内施行の確実性	任意方式の場合は法 5、 6 条
A 5	作業規程の作成	法 6 条の 4	管理（委）	準則準用外規定の検討	任意方式の場合は法 5、 6 条
A 6	国土調査の指定の公示・公表	法 5、 6 条	管理（委）	公示・公表の確認	計画方式の場合は不要
A 7	国土調査の実施の公示	法 7 条	管理（委）	公示の確認	

B工程(地籍調査事業準備)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
B 1	実施組織の確立		管理（委）	専任職員の確保、計画的研修、関係課の協力体制	
B 2	補助申請	地籍調査費負担金交付要綱等	管理（委）	必要事業費の確保	任意方式の場合は不要
B 3	委託先の選定	準則 7 条	管理（委）	実施に関する計画との整合性、適正な委託先の確認	
B 4	推進委員会の設置	国土調査事業事務取扱要領	管理（委）	意義及び作業内容の徹底	
B 5	趣旨の普及	準則 2 条	管理（委）	周知徹底と協力体制の確立	

C工程(地籍図根三角測量)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
C 1	作業の準備	準則 7、37、43、45条	管理(受)	作業体制及び作業工程の適切性	
C 2	選点	準則 38、44、48~50条	管理(受)	網構成の適切性	* 1
C 3	標識の設置	準則 51条	管理(受)	1点以上の現地立会点検 設置状況写真的全数点検	
C 4	観測及び測定	準則 52条	管理(受)	1パーセント以上の観測簿点検	
C 5	計算	準則 52条	管理(受)	1パーセント以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検	
C 6	点検測量	準則 52条	管理(受)	実地確認	
C 7	取りまとめ	準則 6、52条	管理(受)	網図の全数点検 5パーセント以上の成果簿の点検	
C 8	受託法人検査		検査(受)	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	
C 9	委託者検査		検査(委)	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
C 10	認証者検査		検査(認)	検定証明書及び検定記録書の確認 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

* 1 選点における網構成の適切性の検討に当たっては、認証者における検査者の指導を受けることができるものとする。

D工程(地籍図根多角測量)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
D 1	作業の準備	準則 7、37、43、45条	管理(受)	作業体制及び作業工程の適切性	
D 2	選点	準則 38、44、53~56条	管理(受)	網構成の適切性	* 1
D 3	標識の設置	準則 57条	管理(受)	1点以上の現地立会点検 設置状況写真的全数点検	
D 4	観測及び測定	準則 58条	管理(受)	1パーセント以上の観測簿点検	
D 5	計算	準則 58条	管理(受)	1パーセント以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検	
D 6	点検測量	準則 58条	管理(受)	実地確認	
D 7	取りまとめ	準則 6、58条	管理(受)	網図の全数点検 5パーセント以上の成果簿の点検	
D 8	受託法人検査		検査(受)	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	
D 9	委託者検査		検査(委)	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
D 10	認証者検査		検査(認)	検定証明書及び検定記録書の確認 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

* 1 選点における網構成の適切性の検討に当たっては、認証者における検査者の指導を受けることができるものとする。

E 工程(一筆地調査)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
E 1	作業の準備	準則 7 条	管理(受)	作業体制の適切性 関係土地所有者等への浸透度	
E 2	作業進行予定表の作成	準則 13 条	管理(受)	作業工程の適切性	
E 3	単位区域界の調査	準則 14 条	管理(受)	調査地域の現況把握	
E 4	調査図素図等の作成	準則 15 ~ 18 条	管理(受)	5 パーセント以上の照合点検 調査図一覧図の記載内容の点検	
E 5	現地調査等の通知	準則 20 条	管理(受)	現地調査等時期の適切性 所有者及び利害関係人の適切性 所在不明所有者等処理の適切性	
E 6	市町村の境界の調査	準則 22 条	管理(受)	隣接市町村の同意の確認	
E 7	現地調査等	準則 23 ~ 36 条	管理(受)	準則第 30 条第 3 項、及び第 4 項及び第 5 項、第 31 条、第 34 条並びに第 35 条による処理の全数点検	
E 8	取りまとめ	準則 6 条	管理(受)	5 パーセント以上の照合点検 地目変更された筆の現地点検	
E 9	受託法人検査		検査(受)	1 パーセント以上の照合検査 地目変更された筆の検査 成果品の出来映え検査 地籍調査票の署名等の全数検査 工程管理の記録の全数検査	
E 10	委託者検査		検査(委)	0.5 パーセント以上の照合検査 地目変更された筆の検査 成果品の出来映え検査 地籍調査票の署名等の全数検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
E 11	認証者検査		検査(認)	1 パーセント以上の照合検査 地目変更された筆の検査 成果品の出来映え検査 地籍調査票の署名等の全数検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

F 工程(細部図根測量)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
F 1	作業の準備	準則7、37、59条	管理(受)	作業体制及び作業工程の適切性	
F 2	選点及び標識の設置	準則46、60～62条	管理(受)	選定位置等の適切性 5パーセント以上の現地点検	* 1
F 3	観測及び測定	準則63～64、67条	管理(受)	1パーセント以上の観測簿点検 放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検	* 2
F 4	計算	準則63～64、67条	管理(受)	1パーセント以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検	* 3
F 5	点検測量	準則67条	管理(受)	実地確認	
F 6	取りまとめ	準則6、67条	管理(受)	配置図の全数点検 5パーセント以上の成果簿の点検	
F 7	受託法人検査		検査(受)	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	
F 8	委託者検査		検査(委)	検定証明書及び検定記録書の確認 点検測量の精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
F 9	認証者検査		検査(認)	検定証明書及び検定記録書の確認 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

* 1 選点における網構成の適切性の検討に当たっては、認証者における検査者の指導を受けることができるものとする。

* 2 TS法により放射法を実施した場合に適用

* 3 多角測量法及び開放路線により実施した場合に適用

F - 1 工程（一筆地測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
F - 1 1	作業の準備	準則 7、37、70条	管理（受）	作業体制及び作業工程の適切性	
F - 1 2	観測及び測定	準則 68、70～72条	管理（受）	1パーセント以上の観測簿点検 放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検 単点観測法におけるセット間較差の点検及び座標計算の全数点検 単点観測法における整合性の確認のための比較計算の全数点検	* 1 * 2 * 2
F - 1 3	計算及び筆界点の点検	準則 70～72条	管理（受）	2パーセント以上の辺長点検 精度管理表の全数点検 単点観測法における整合処理の適正性の点検	* 3
F - 1 4	受託法人検査		検査（受）	検定証明書及び検定記録書の確認 成果品の出来映え検査 2パーセント以上の辺長検査 工程管理の記録の全数検査	
F - 1 5	委託者検査		検査（委）	検定証明書及び検定記録書の確認 成果品の出来映え検査 1パーセント以上の辺長検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
F - 1 6	認証者検査		検査（認）	検定証明書及び検定記録書の確認 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 1パーセント以上の辺長検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

* 1 T S 法により放射法を実施した場合に適用

* 2 単点観測法により実施した場合に適用

* 3 ネットワーク型 R T K 法により単点観測法を実施し、かつ、水平位置の整合処理を実施した場合に適用

F - 2 工程（地籍図原図の作成） F - 2 工程とG工程を併せて実施する場合は、次々項を参照

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
F - 2 1	作業の準備	準則 7、74条	管理（受）	作業体制及び作業工程の適切性	
F - 2 2	地籍図原図の仮作図	準則 74条	管理（受）	1パーセント以上の照合点検	* 1
F - 2 3	地籍図原図の作成	準則 6, 74, 75条	管理（受）	地籍図原図の出来映えの全数点検 1パーセント以上の照合点検	* 1
F - 2 4	受託法人検査		検査（受）	成果品の出来映えの全数検査 2パーセント以上の辺長検査 工程管理の記録の全数検査	* 2
F - 2 5	委託者検査		検査（委）	成果品の出来映えの全数検査 1パーセント以上の辺長検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	* 2
F - 2 6	認証者検査		検査（認）	成果品の出来映えの全数検査 1パーセント以上の辺長検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	* 2

* 1 F - 2 工程とG工程を併せて実施する場合には、F - 2 2 をG 2 の前、F - 2 3 をG 2 の後に実施するものとする。

* 2 辺長検査については、F - 1 工程で実施の場合、省略するものとする。

G工程（地積測定） F - 2 工程とG工程を併せて実施する場合は、次項を参照

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
G 1	作業の準備	準則 7、85条	管理（受）	作業体制及び作業工程の適切性	
G 2	地積測定、計算及び点検	準則 85、86条	管理（受）	精度管理表の全数点検 0.2パーセント以上の現地点検	
G 3	取りまとめ	準則 6、87条	管理（受）	5パーセント以上の照合点検	
G 4	受託法人検査		検査（受）	0.3パーセント以上の検査 1パーセント以上の照合検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	
G 5	委託者検査		検査（委）	0.5パーセント以上の照合検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
G 6	認証者検査		検査（認）	精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

F - 2 工程(地籍図原図の作成)とG工程(地積測定)を併せて実施する場合

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
G 1	作業の準備	準則 7、85条	管理(受)	作業体制及び作業工程の適切性	
F - 2 2	地籍図原図の仮作図	準則 74条	管理(受)	1パーセント以上の照合点検	
G 2	地積測定、計算及び点検	準則 85、86条	管理(受)	精度管理表の全数点検 0.2パーセント以上の現地点検	
F - 2 3	地籍図原図の作成	準則 6、74、75条	管理(受)	地籍図原図の出来映えの全数点検 1パーセント以上の照合点検	
G 3	取りまとめ	準則 6、87条	管理(受)	5パーセント以上の照合点検	
G 4	受託法人検査		検査(受)	2パーセント以上の辺長検査 0.3パーセント以上の検査 1パーセント以上の照合検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	* 1 * 2
G 5	委託者検査		検査(委)	1パーセント以上の辺長検査 0.5パーセント以上の照合検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	* 3 * 2
G 6	認証者検査		検査(認)	1パーセント以上の辺長検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	* 4 * 2

(注) F - 2 1、F - 2 4、F - 2 5 及び F - 2 6 は省略するものとする

* 1 辺長検査については、F - 2 4 の検査を行うが、F - 1 4 で実施の場合、省略するものとする。

* 2 F - 2 工程で作成した地籍図原図、地籍図一覧図等の出来映えについては、全数検査をするものとする。

* 3 辺長検査については、F - 2 5 の検査を行うが、F - 1 5 で実施の場合、省略するものとする。

* 4 辺長検査については、F - 2 6 の検査を行うが、F - 1 6 で実施の場合、省略するものとする。

H工程（地籍図及び地籍簿の作成）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
H 1	地籍調査票の整理	準則 6 条	管理（受）	5 パーセント以上の照合点検	
H 2	地籍図原図の整理	準則 6 条	管理（受）	1 パーセント以上の照合点検	
H 3	地籍簿案の作成	準則 8 8 条	管理（受）	5 パーセント以上の照合点検	
H 4	受託法人検査（閲覧前）		検査（受）	1 パーセント以上の照合検査 成果品の出来映え検査	
H 5	委託者検査（閲覧前）		検査（委）	0 . 5 パーセント以上の照合検査 成果品の出来映え検査	
H 6	閲覧	法 1 7、準則 8 9 条	管理（委）	閲覧に当たっての所要措置	
H 7	誤り等申出	法 1 7、準則 8 9 条	管理（委）	誤り等申出処理の全数点検	
H 8	数値情報化	準則 8 9 条	管理（受）	地籍調査成果の数値情報化実施要領による	
H 9	受託法人検査（閲覧後）		検査（受）	誤り等申出の照合検査 工程管理の記録の全数検査	
H 1 0	認証申請関係書類の整理	法 1 8、1 9 条	管理（委）	不協力地、不存在地等の経過確認、手続きの迅速性	
H 1 1	委託者検査（閲覧後）	法 1 9 条	検査（委）	誤り等申出処理の適切性検査 認証申請関係書類の検査 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査	
H 1 2	認証者検査	法 1 9 条	検査（認）	誤り等申出処理の適切性検査 1 パーセント以上の照合検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査	

(別表2)検査成績表様式 - A 4とする

1. 地籍調査工程検査成績総括表(兼成績証明書) - 地上法の場合

都道府県名	市郡区名	町村(区)名	単位区域名	調査年度			
				~ 年度			
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名			
委託者							
受 託 法 人	地籍図根三角測量						
	地籍図根多角測量						
	一筆地調査						
	細部図根測量						
	一筆地測量						
	地籍図原図の作成						
	地積測定						
	地籍図及び地籍簿の作成						
検 査 終 了 証 明	工程分類別		認証者検査者名	委託者検査者名	受託法人検査者名	記事	
	地籍図根三角測量	C				別葉Cによる	
	地籍図根多角測量	D				別葉Dによる	
	一筆地調査	E				別葉Eによる	
	細部図根測量	F				別葉Fによる	
	一筆地測量	F - 1				別葉F - 1による	
	地籍図原図の作成	F - 2				別葉F - 2による	
	地積測定	G				別葉Gによる	
地籍図及び地籍簿の作成	H				別葉Hによる		
成 果 件 数	地籍図根 三角測量	新点数	点	地籍図(原図)数			
	成果簿	冊	枚	精度区分	縮尺区分	図郭数	
	地籍図根 多角測量	新点数	点	1/250 1/500 1/1,000 1/2,500 1/5,000		面	
		成果簿	冊		枚		面
	細部図根 測量	新点数	点				面
		成果簿	冊		枚		
	一筆地測量	成果簿	冊		枚		
	地積測定	成果簿	冊	枚	計		面
	地籍調査票		冊	枚	総筆数		筆
	地籍簿		冊	枚	総面積		km ²
	調査図			枚	地籍調査の着手年度		年度
全体計画面積			km ²				
前回までの認証済面積			km ²	地区コード			
備考							

(記入要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)の別表2「検査成績表様式」の記入要領に準じるものとする。

2. 別葉C 地籍図根三角測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名	調査期間			
				年月～月			
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名	左の者の所属		
委託者							
受託法人							
検査終了証明	検査の種別	検査者の所属	検査者名	合否	検査年月日		
	認証者検査				年月日		
	委託者検査				年月日		
	受託法人検査				年月日		
管理及び検査の概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名	合 否	点検又は 検査対象	抽出数 等	記事
	作業の準備	C 1			業務計画書等	全数	
	選点	C 2			枚 枚	全数 全数	(選点図) (平均図)
	標識の設置	C 3			点	点 全数	(現地立会) (設置状況写真)
	観測及び測定	C 4			頁	-	(観測簿)
	計算	C 5			枚 枚	- -	(計算簿) (精度管理表)
	点検測量	C 6			辺 頁 枚	辺 頁 全数	(現地立会) (観測簿、計算簿) (精度管理表)
	取りまとめ	C 7			枚 頁	- -	(網図) (成果簿)
	受託法人検査	C 8			枚 成果品 成果検定 工程管理記録	全数 全数 全数 全数	精度管理表(点検測量) (網図、成果簿等) (検定記録と証明書の確認)
	委託者検査	C 9			枚 成果品 成果検定 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数 全数	精度管理表(点検測量) (網図、成果簿等) (検定記録と証明書の確認) (受託法人)
認証者検査	C 10			枚 成果品 成果検定 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数 全数	(精度管理表) (網図、成果簿等) (検定記録と証明書の確認) (委託者及び受託法人)	
成 果 件 数	地籍図根 三角測量	新点数		点	測量手法等		
	与 点	既設の電子基準点、 一～四等三角点		点	網図		枚
		既設の地籍図根三角点		点	網図の縮尺	1 /	
		既設の公共基準点等		点	成果簿	冊	枚
		計画面積		km^2	精度管理表		枚
備考							

1. C 4、C 5 及び C 7 は検定による。

2. 検定内容により追加で点検及び検査を省略した場合は、備考欄にその旨を記入

(記入要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）の別表2「地籍図根三角測量工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

3. 別葉D 地籍図根多角測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名	調査期間			
				年月～月			
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名	左の者の所属		
委託者							
受託法人							
検査終了証明	検査の種別	検査者の所属	検査者名	合否	検査年月日		
	認証者検査				年月日		
	委託者検査				年月日		
	受託法人検査				年月日		
管理及び検査の概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名	合 否	点検又は 検査対象	抽出数 等	記事
	作業の準備	D 1			業務計画書等	全数	
	選点	D 2			枚 枚	全数 全数	(選点図) (平均図)
	標識の設置	D 3			点	点 全数	(現地立会) (設置状況写真)
	観測及び測定	D 4			頁	頁	(観測簿)
	計算	D 5			頁 枚	頁 全数	(計算簿) (精度管理表)
	点検測量	D 6			点 頁 枚	点 頁 全数	(現地立会) (観測簿、計算簿) (精度管理表)
	取りまとめ	D 7			枚 頁	全数 頁	(網図) (成果簿)
	受託法人検査	D 8			枚 成果品 成果検定 工程管理記録	全数 全数 全数 全数	精度管理表(点検測量) (網図、成果簿等) (検定記録及び証明書の確認) (工程管理記録)
	委託者検査	D 9			枚 成果品 成果検定 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数 全数	精度管理表(点検測量) (網図、成果簿等) (検定記録及び証明書の確認) (受託法人)
認証者検査	D 10			枚 成果品 成果検定 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数 全数	(精度管理表) (網図、成果簿等) (検定記録及び証明書の確認) (委託者及び受託法人)	
成 果 件 数	地籍図根 多角測量	新点数	1次	点	測量手法等		
			2次	点	測量手法等		
	与 点	地籍図根三角点等		点	網図		枚
		地籍図根多角点		点	精度		
		既設の公共基準点等		点	網図の縮尺	1 /	
計画面積			km ²	成果簿	冊	枚	
				精度管理表		枚	
備考							

1. D 4、D 5 及び D 7 は検定による。

2. 検定内容により追加で点検及び検査を省略した場合は、備考欄にその旨を記入。

(記入要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)の別表2「地籍図根多角測量工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

4. 別葉E 一筆地調査工程検査成績表(兼成績証明書)

都道府県名	市郡区名	町村(区)名	単位区域名	調査期間			
検査終了証明	実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名	左の者の所属	
	委託者						
	受託法人						
	検査の種別	検査者の所属	検査者名	合否	検査年月日		
	認証者検査				年 月 日		
委託者検査					年 月 日		
受託法人検査					年 月 日		
管理及び検査の概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名	合 否	点検又は 検査対象	抽出数 等	記事
	作業の準備	E 1			業務計画書等	全数	
	作業進行予定表の作成	E 2			予定表	全数	
	単位区域界の調査	E 3			区域界	全数	(登記所地図等)
	調査図素図等の作成	E 4			枚 筆	全数 筆	(一覧図) (素図・票)
	現地調査等の通知	E 5			人	全数	(所在不明者)
	市町村の境界の調査	E 6			境界	全数	(調査図素図)
	現地調査等	E 7			筆 筆 筆 筆 筆 筆	全数 全数 全数 全数 全数 全数	(30条3項) (30条4項) 全数 (30条5項) (31条) (34条) (35条)
	取りまとめ	E 8			筆 筆 筆	筆 筆 筆	(調査図・票) (地番対照表) (地目変更)
	受託法人検査	E 9			筆 筆 成果品 枚	筆 筆 全数 全数 全数	(調査図・票) (地目変更) (調査図・票等) (署名等)
	委託者検査	E 10			筆 筆 成果品 枚	筆 筆 全数 全数 全数 全数	(調査図・票) (地目変更) (調査図・票等) (署名等)
	認証者検査	E 11			筆 筆 成果品 枚	筆 筆 全数 全数 全数 全数	(調査図・票) (地目変更) (調査図・票等) (署名等)
成 果 件 数	登記所地図等		枚	地籍調査票	冊	枚	
	調査図		枚	調査前筆数		筆	
	調査図一覧図		枚	調査後筆数		筆	
	地番対照表		冊	計画面積		km ²	
備考							

(記入要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)の別表2「一筆地調査工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

5. 別葉 F 細部図根測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名		調査期間 年月～月		
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名	左の者の所属		
委託者							
受託法人							
検査終了証明	検査の種別	検査者の所属	検査者名	合否	検査年月日		
	認証者検査				年月日		
	委託者検査				年月日		
	受託法人検査				年月日		
管理及び検査の概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名	合否	点検又は 検査対象	抽出数等	記事
	作業の準備		F 1		業務計画書等	全数	
	選点及び標識の設置		F 2		枚 枚 点	全数 全数 点	選点図 平均図 (新点)
	観測及び測定		F 3		頁 頁	頁 全数	(観測簿) (観測手簿:距離)
	計算		F 4		頁 枚	頁 全数	(計算簿) (精度管理表)
	点検測量		F 5		点 頁 枚	点 頁 全数	(現地立会) (観測簿、計算簿) (精度管理表)
	取りまとめ		F 6		枚 枚	全数 枚	(配置図) (成果簿)
	受託法人検査		F 7		枚 成果品 成果検定 工程管理記録	全数 全数 全数 全数	精度管理表(点検測量) (網図、成果簿等) (検定記録と証明書の確認)
	委託者検査		F 8		枚 成果品 成果検定 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数 全数	精度管理表(点検測量) (網図、成果簿等) (検定記録と証明書の確認) (受託法人)
	認証者検査		F 9		枚 成果品 成果検定 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数 全数	(精度管理表) (網図、成果簿等) (検定記録と証明書の確認) (委託者及び受託法人)
成積件数	細部図根測量	新点数 (多角測量法)	1次	点	測量手法等		
			2次	点	測量手法等		
			全次数	点	測量手法等		
		新点数 (開放路線)	全次数	点	測量手法等		
	与点	地籍図根三角点等		点	配置図		枚
		地籍図根多角点		点	精度区分		
細部多角点		点	配置図縮尺	1 /			
既設の公共基準点等		点	成果簿	冊	枚		
計画面積		km^2	精度管理表			枚	
備考							

1. F 3、F 4 及び F 6 は検定による。

2. 検定内容により追加で点検及び検査を省略した場合は、備考欄にその旨を記入。

(記入要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・資源局国土調査課長通知）の別表2「細部図根測量工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

多角測量法、放射法及び交点計算法による場合
6. 別葉F - 1 一筆地測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間					
								年月～月					
実施機関				機関名		代表者名		工程管理者名		左の者の所属			
委託者													
受託法人													
検査終了証明	検査の種別			検査者の所属		検査者名		合否		検査年月日			
	認証者検査									年月日			
	委託者検査									年月日			
	受託法人検査									年月日			
管理及び検査の概要	工程小分類別			工程管理者名又は検査者名		合否		点検又は検査対象		抽出数等		記事	
	作業の準備		F - 1 1					業務計画書等		全数			
	観測及び測定		F - 1 2					頁		頁		(観測簿)	
	計算及び筆界点の点検		F - 1 3					枚		全数		(精度管理表)	
	受託法人検査		F - 1 4					筆		筆		(辺)	
	委託者検査		F - 1 5					成果検定 枚		全数		(検定記録と証明書の確認)	
	認証者検査		F - 1 6					成果品 筆		全数		(精度管理表)	
							工程管理記録		筆		(辺)		
							検査記録		全数		(受託法人)		
							成果検定 枚		全数		(検定記録と証明書の確認)		
							成果品 筆		全数		(精度管理表)		
							工程管理記録		筆		(辺)		
							検査記録		全数		(委託者及び受託法人)		
成 果 件 数	筆界点成果簿			冊		枚		精度区分					
	測量手法等							総筆数				筆	
	精度管理表					枚		計画面積				km ²	
備考													

(記載要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）の別表2「細部図根測量工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

単点観測法による場合
6. 別葉 F - 1 一筆地測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村(区)名	単位区域名		調査期間			
					年月～月			
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名	左の者の所属			
委託者								
受託法人								
検査終了証明	検査の種別	検査者の所属	検査者名	合否	検査年月日			
	認証者検査				年月日			
	委託者検査				年月日			
	受託法人検査				年月日			
管理及び検査の概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名	合 否	点検又は 検査対象	抽出数 等	記事	
	作業の準備	F - 1 1			業務計画書等	全数		
	観測及び測定	F - 1 2			頁 頁 頁	頁 全数 全数	(観測簿) (セット間較差の点検) (比較計算)	
	計算及び筆界点の点検	F - 1 3			枚 筆 頁	全数 筆 全数	(精度管理表) (辺) (整合処理計算)	
	受託法人検査	F - 1 4			成果検定 枚 成果品 筆 工程管理記録	全数 全数 全数 筆 全数	(検定記録と証明書の確認) (精度管理表) (辺)	
	委託者検査	F - 1 5			成果検定 枚 成果品 筆 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 筆 全数 全数	(検定記録と証明書の確認) (精度管理表) (辺)	
	認証者検査	F - 1 6			成果検定 枚 成果品 筆 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 筆 全数 全数	(検定記録と証明書の確認) (精度管理表) (辺) (委託者及び受託法人)	
	成果件数	筆界点成果簿		冊	枚	精度区分		
		測量手法等				総筆数		
		精度管理表			枚	計画面積	km ²	
備考								

(記載要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）の別表2「一筆地測量工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

7. 別葉F - 2 地籍図原図の作成工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名		調査期間		
					年月～月		
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名	左の者の所属		
委託者							
受託法人							
検査 終了 証明	検査の種別		検査者の所属	検査者名	合否	検査年月日	
	認証者検査					年月日	
	委託者検査					年月日	
	受託法人検査					年月日	
管理 及び 検査 の 概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名	合 否	点検又は 検査対象	抽出数 等	記事
	作業の準備	F - 2 1			業務計画書等	全数	
	地籍図原図の仮作図	F - 2 2			筆	筆	(調査図・票)
	地籍図原図の作成	F - 2 3			面 筆	全数 筆	(原図) (調査図・票)
	受託法人検査	F - 2 4			成果品 筆 工程管理記録	全数 筆 全数	(原図等) (辺)
	委託者検査	F - 2 5			成果品 筆 工程管理記録 検査記録	全数 筆 全数 全数	(原図等) (辺) (受託法人)
	認証者検査	F - 2 6			成果品 筆 工程管理記録 検査記録	全数 筆 全数 全数	(原図等) (辺) (委託者及び受託法人)
成 果 件 数	地籍図一覧図縮尺		1 /		地籍図（原図）数		
	筆界点成果簿		冊 枚		精度区分	縮尺区分	図郭数
	総筆数		km ²	筆			面
	計画面積						
			計			面	
備考							

(記載要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)の別表2「地籍図原図の作成工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

8 . 別葉G 地積測定工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間		
								年 月 ~ 月		
実施機関			機関名		代表者名		工程管理者名		左の者の所属	
委託者										
受託法人										
検査終了証明	検査の種別		検査者の所属		検査者名		合否		検査年月日	
	認証者検査								年 月 日	
	委託者検査								年 月 日	
	受託法人検査								年 月 日	
管理及び検査の概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名		合 否	点検又は 検査対象	抽出数 等	記 事		
	作業の準備		G 1			業務計画書等	全数			
	地積測定、計算及び 点検		G 2			枚 筆	全数 筆	(精度管理表) (面積点検)		
	取りまとめ		G 3			筆	筆	(成果簿)		
	受託法人検査		G 4			筆 筆 枚	筆 筆 全数	(面積検査) (成果簿) (精度管理表)		
	委託者検査		G 5			成果品 工程管理記録	筆 枚	筆 全数	(成果簿) (精度管理表)	
	認証者検査		G 6			工程管理記録 検査記録	筆 枚 全数	筆 全数 全数 全数	(精度管理表) (委託者及び受託法人)	
成 果 件 数	調査前筆数			筆	地籍図（原図）数					
	調査後筆数			筆	精度区分	縮尺区分	図郭数			
	調査前面積			km ²					面	
	調査後面積			km ²					面	
	地積測定成果簿			冊 枚					面	
	精度管理表			枚	計			面		
備考										

(記入要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）の別表2「地積測定工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

F - 2 工程とG工程を併せて実施する場合
8. 別葉G 地積測定工程検査成績表(兼成績証明書)

都道府県名	市郡区名	町村(区)名	単位区域名		調査期間			
					年月~月			
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名	左の者の所属			
受託者								
委託法人								
検査終了証明	検査の種別		検査者の所属	検査者名	合否	検査年月日		
	認証者検査					年月日		
	委託者検査					年月日		
	受託法人検査					年月日		
管理及び検査の概要	工程小分類別		工程管理者名又は検査者名	合否	点検又は検査対象	抽出数等	記事	
	作業の準備	G 1			業務計画書等	全数		
	地籍図原図の仮作図	F - 2 2			筆	筆	(調査図・票)	
	地積測定、計算及び点検	G 2			枚 筆	全数 筆	(精度管理表) (面積点検)	
	地籍図原図の作成	F - 2 3			面 筆	全数 筆	(原図) (調査図・票)	
	取りまとめ	G 3			筆	筆	(成果簿)	
	受託法人検査	G 4			筆 筆 筆 枚	筆 筆 筆 全数 全数 全数	(面積検査) (辺) (成果簿) (精度管理表)	
	委託者検査	G 5			筆 筆 枚	筆 筆 全数 全数 全数 全数	(辺) (成果簿) (精度管理表)	
	認証者検査	G 6			筆 枚	筆 全数 全数 全数 全数	(辺) (精度管理表)	
	成果件数	調査前筆数		筆	地籍図(原図)数			
調査後筆数		筆	精度区分	縮尺区分	図郭数			
調査前面積		km^2				面		
調査後面積		km^2				面		
地積測定成果簿		冊 枚					面	
地籍図一覧図縮尺		1 /					面	
筆界点成果簿		冊 枚			面			
精度管理表		枚	計			面		
備考								

(記入要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）の別表2「地籍測定工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。

9. 別葉H 地籍図及び地籍簿の作成工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名		調査期間	
					年月～月	
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名	左の者の所属	
委託者						
受託法人						
検査 終了 証明	検査の種別	検査者の所属	検査者名	合否	検査年月日	
	認証者検査				年月日	
	委託者検査（H5）				年月日	
	委託者検査（H11）				年月日	
	受託法人検査（H4）				年月日	
	受託法人検査（H9）				年月日	
管理 及び 検査 の概要	工程小分類別	工程管理者名 又は検査者名	合 否	点検又は 検査対象	抽出数 等	記事
	地籍調査票の整理	H1			筆	筆（地籍調査票）
	地籍図原図の整理	H2			筆	筆（地籍図原図）
	地籍簿案の作成	H3			筆	筆（地籍簿案）
	受託法人検査	H4			筆 成果品	筆 全数 (原図・簿案) 全数 (原図・簿案)
	委託者検査	H5			筆 成果品	筆 全数 (原図・簿案) 全数 (原図・簿案)
	閲覧	H6				
	誤り等申出	H7			筆	全数 (誤り等申出)
	数値情報化	H8				数値情報化検査成績表
	受託法人検査	H9			筆 工程管理記録	筆 全数 (誤り等申出) 全数
	認証申請関係書類の整理	H10			筆	全数 (不存在地等)
	委託者検査	H11			筆 認証書類 工程管理記録 検査記録	全数 全数 全数 全数 (誤り等申出) (受託法人)
認証者検査	H12			筆 筆 成果品 工程管理記録 検査記録	全数 筆 全数 全数 全数 (誤り等申出) (地籍図・簿) (地籍図・簿)	
成果 件数	地籍簿（案）	冊	枚	地籍図（原図）数		
	調査前筆数		筆	精度区分	縮尺区分	図郭数
	調査後筆数		筆			面
	調査前面積		km ²			
	調査後面積		km ²		計	
法17条の公告日	年月日	閲覧期間	年月日～月日			
備考						

(記入要領)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)の別表2「地籍図及び地籍簿の作成工程検査成績表」の記入要領に準じるものとする。